

(目的)

第1条 この要綱は、小川村農業委員会の委員候補者を選考するための小川村農業委員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 選考委員会は、次の事項を行うものとする。

- (1) 選考委員会は、村長の求めにより、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定及び小川村農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成27年小川村条例第20号）に基づき、農業委員会委員候補者の選考を行い、村長に報告するものとする。
- (2) 選考委員会は、農業委員候補者の選考にあたり、推薦及び募集に応じた各農業委員候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。

(選考委員)

第3条 選考委員会に、村長が任命する次の選考委員4人を置く。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 区長会の代表者 1人
- (3) 小川村農業委員経験者 1人
- (4) その他村長が適当と認める者 1人

(任期等)

第4条 選考委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 選考委員は、次に掲げるときは、その職を失う。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 選考委員は、正当な事由があるときは、選考委員会の同意を得て選考委員を辞任することができる。

(会長)

第5条 選考委員会に、選考委員の互選により会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長が欠け、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 選考委員会は、村長等の求めに応じて、会長が招集する。

(議長)

第7条 選考委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(決定行為)

第8条 選考委員会の決定は、選考委員の過半数が出席し、出席した選考委員の過半数をもって行う。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 選考委員会に出席できない選考委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使した者は、出席したものとみなす。

(公開)

第9条 選考委員会は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、選考委員会に諮ったうえで公開しないことができる。

(秘密保持)

第10条 選考委員は、選考委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に関し、必要な行為は、この要綱の施行の日の前においても行うことができる。